

## ルーマニア社会主義共和国憲法

奥原忠弘

一九六五年八月二日、ルーマニア大国民議会は、満場一致で新憲法を採択し、一九五二年九月二四日の憲法を廃止した。

周知のようにルーマニアは、一九六二年頃より、長期にわたるソ連の支配に抵抗を示しはじめ、今日、自主独立路線を露わにしつつあるが、新憲法を一読して感ずることは、ルーマニアの独立路線を歩まんとするその姿勢と人権保障規定の拡充である。

旧憲法には、ソ連一辺倒とみられる表現が前文および第三条に示されていたが、新憲法では、そのような表現は完全に払拭され、代わりに、政治体制を異にする諸国との協力関係の促進、国際組織への積極的参加を明示する外交に関する原則規定（第一四条）が挿入されている。

ルーマニア社会主義共和国憲法

人権保障については、憲法の編別がかえられ、旧憲法において第七章に置かれていた「基本的権利及び義務」が、第二章に移されていることが注目される。しかして、電話による会話の秘密の保障（第三三条）、請願権（第三四条）、国家機関の不法行為による損害についての賠償請求権（第三五条）が新たに追加されており、その他全般に各基本権についての規定内容が詳細となっている。例えば、旧憲法第八七条の「①ルーマニア人民共和国の市民は、人身の不可侵を保障される。②何人も、法律に基づく裁判所の命令または検事の同意なくして逮捕されることはない」との規定と新憲法第三十一条の規定を比較されたい。

なお、大国民議会（国会）に法律の合憲性を審査する権限を

付与する規定(第四三条一三号、第五三条)が新たに加えられているが、かかる制度は、社会主義国において、ほかにブルガリア、東独の両国にみられる。

以下に新憲法の全訳を試みる。

## ルーマニア社会主義共和国憲法

(一九六五年八月)

### 第一章 ルーマニア社会主義共和国

第一条 ルーマニアは、社会主義共和国である。

ルーマニア社会主義共和国は、主権・独立・単一にして都市および農村の勤労者の国家である。その領土は、不可譲、不可分である。

第二条 ルーマニア社会主義共和国におけるすべての権力は、自由にして、自らの運命の支配者である人民に属する。

人民の権力は、勤労者と農民の同盟に基礎を置く。社会の指導的階級である労働者階級、農民、知識階級およびその他のカテゴリーに属する勤労人民は、民族の如何を問わず、密接な団結の下に、社会主義制度を樹立し、共産主義への移行の諸条件をつくりだすものとする。

第三条 ルーマニア社会主義共和国においては、ルーマニア共産党が社会全体の指導的政治勢力である。

第四条 主権の保持者である人民は、この権力を普通、平等、

直接、秘密の投票によって選出された機関、すなわち、大国民議会および人民会議を通じて行使する。

大国民議会ならびに人民会議は、国家機関の全体系の基礎である。

大国民議会は、国家権力の最高機関であって、その指導と統制の下に、その他のすべての国家機関はその活動を行なう。

第五条 ルーマニアの国民経済は、生産手段の社会主義的所有を基礎とする社会主義経済である。

ルーマニア社会主義共和国においては、人間による人間の搾取は永久に廃止され、かつ労働の量と質に従う社会主義的分配原則が適用される。

労働は、国の各市民の榮譽ある義務である。

第六条 生産手段の社会主義的所有は、国家財産すなわち全民に帰属するものか、若しくは、協同組合財産すなわち各協同組合組織に帰属するものいずれかである。

第七条 あらゆる地下資源、鉱山、国有地、森林、自然水、自然的エネルギーの源泉、製作所および工場、銀行、国有農場、機械・トラクター・ステーション、通信手段、国の輸送ならびにテレコミュニケーションの手段、国の建物および住宅、国の社会文化制度の物質的基礎は、全人民に帰属し、かつ国家財産である。

第八条 外国貿易は、国の独占事業である。

第九条 農業生産協同組合の土地およびそれに帰属する動物、用具、施設、建造物は、協同組合財産である。

農業協同組合の規約に従つて、協同組合農民の家庭が利用している小地面は、協同組合財産である。

住宅と付属建築物およびそれらの敷地ならびに農業生産協同組合の規約に従う生産用家畜、小農具は、協同組合農民の個人財産である。

手工業協同組合および消費者協同組合の用具、機械、施設ならびに建造物は、協同組合財産である。

第十条 農業組織の社会主義的一形態である農業生産協同組合は、集約的土地耕作および先進化学の応用のための諸条件を確保し、かつ、生産高をたかめることにより、国民経済の発展、農民および全人民の生活水準の不断の向上に貢献するものとする。

国は、農業生産協同組合を援助し、その財産を保護する。

国は、また、他の協同組合組織を援助し、その財産を保護する。

第十一条 協同組合化された農業の諸条件の中において、国は農業生産協同組合に加盟することができない農民に対し、当該農民およびその家族が耕作している土地の所有を、作業ならびに生産に使用する動物の所有とともに保障する。

手工業者は、また自身の作業場の所有を保障される。

第十二条 土地ならびに建造物は、公益事業のために、かつ、

正当な補償の支払いをしてのみ、これを収用することができ

る。

第十三条 ルーマニア社会主義共和国においては、国家活動の全体の目的は、社会主義制度の発展、全人民の繁栄、人民の生活水準および文化水準の不断の向上、人間の自由と尊厳の確保、人間性の多面的是認にある。

これらの目的のために、ルーマニア社会主義共和国は、次のことを行なう。

国民経済を組織し、企画し、これを運営する。

社会主義財産を保護する。

市民の権利の完全な行使を保障し、社会主義的合法性を確保し、法秩序を擁護する。

あらゆる水準の教育を發展させ、科学、芸術および文化の發展のための諸条件を確保し、公衆の健康保全を確保する。

国の防衛を確保し、武力を編成する。

他国との諸関係を組織化する。

第十四条 ルーマニア社会主義共和国は、社会主義的国際主義の精神に基づいて、社会主義諸国との友好関係ならびに友愛的協力関係を維持し、發展させ、他の社会政治体制を有する諸国との協力関係を促進し、平和と諸国民間の理解を確保するために、国際的諸機構において活動する。

ルーマニア社会主義共和国の対外関係は、主権、民族独立、

平等権、互恵、内政不干渉の尊重の諸原則の上にうちたてられてゐる。

第十五条 ルーマニア社会主義共和国の領土は、次の地域的行政単位で組織する。すなわち、県・地区・市・村である。

ルーマニア社会主義共和国の県は、アルゲス、バケウ、バーナス、ブラショフ、ブカレスト、クルージュ、クリスナア、ドブルジャ、ガラツイ、フネドアラ、ヤスイ、マラムレシ、ムレシ・ハンガリー人自治、オルテニア、プロイェンティ、スケヴァである。

ルーマニア社会主義共和国の首府は、ブカレスト市である。

第十六条 ルーマニアの国籍は、法律に従って、これを取得し、かつ、喪失する。

## 第二章 市民の基本的権利及び義務

第十七条 ルーマニア社会主義共和国の市民は、民族、人種、性別または宗教の如何を問わず、経済的、政治的、法律的、社会的および文化的生活の全分野において、平等な権利を有する。

国は、市民の権利における平等性を保障する。民族、人種、性別または宗教を理由に、これらの権利を制限し、かつ、その行使にあたって差別を行なうことは許されない。

かかる制限を設けることを目指す一切の表現、民族的排外

主義的宣伝、人種的ないしは民族的憎悪の煽動は、法律によりこれを処罰する。

第十八条 ルーマニア社会主義共和国においては、市民は勤勞の権利を有する。各人は、各人が受けた訓練に応じて、経済的、行政的、社会的または文化的分野において、活動する可能性を与えられ、その活動の量と質に従って報酬を受ける。同一労働に対しては同一の支払を受ける。

法律は、婦人ならびに若年労働の保護に関する特別措置とともに、労働の保護と安全をはかる諸措置を講ずるものとする。

第十九条 ルーマニア社会主義共和国の市民は、休息の権利を有する。

休息の権利は、労働日の最長就労時間を八時間とし、週休、年次有給休暇を定めることによつて、働く人々に保障される。重労働および高度の重労働の行なわれる職場においては、労働日の就労時間は、賃金の減額なしに、八時間以下に短縮される。

第二十条 ルーマニア社会主義共和国の市民は、老齡、疾病または労働不能の場合において、物質的保障を受ける権利を有する。

物質的保障を受ける権利は、国家社会保障制度によつて支払われる年金および疾病手当を通じて工場労働者ならびに事

務労働者に対して実現され、かつ、協同組合組織若しくは他の公共機関の所屬員については、当該組織によって設置された保障の形態を通じて与えられる。国は、その保健機関を通じて、医療援助を保障する。

有給出産休暇は、これを保障する。

第二十一条 ルーマニア社会主義共和国の市民は、教育を受ける権利を有する。

教育を受ける権利は、一般義務教育制、あらゆる段階の教育の無償制と国家奨学金制度によって保障される。

ルーマニア社会主義共和国の教育は、国家がこれを行なう。

第二十二条 ルーマニア社会主義共和国における少数民族は、その母国語を自由に使用する権利ならびに書籍、新聞、雑誌および演劇を母国語で自由に利用し、あらゆる段階の教育を母国語で自由に修める権利が保障される。また、非ルーマニア民族が居住する地区においては、すべての機関および施設は、口頭および文書において、それぞれの民族の言語を使用し、また、当該民族の中から若しくは当該地方住民の言語および生活様式を熟知する他の市民の中から、公務員を任命する。

第二十三条 ルーマニア社会主義共和国においては、女性は男性と平等の権利を有する。

国は、婚姻および家庭を保護し、母子の利益を擁護する。

ルーマニア社会主義共和国憲法

第二十四条 ルーマニア社会主義共和国は、青少年に対して、その肉体的、知的能力の開発に必要な諸条件を確保する。

第二十五条 ルーマニア社会主義共和国の市民は、大国民議会および人民会議について、選挙権および被選挙権を有する。

投票は、普通、平等、直接、秘密とする。十八才に達したすべての市民は、投票権を有する。

投票権を有する者で二十三才に達した市民は、大国民議会ならびに人民評議会の代議員として選出されることができ

る。

候補者を指名する権利は、次の、勤労人民のすべての機関に対し保障される。すなわち、ルーマニア共産党の諸機関、労働組合、協同組合、青年および婦人組織、文化団体およびその他の大衆的ならびに公的機関である。

選挙人は、代議員を指名しあるいは選出したと同一の手続によって、いつでも、代議員を罷免する権利を有する。

精神病者は、選挙権、被選挙権を有しない。判決で裁判所により決められた期間これらの権利を剥奪された者も同様である。

第二十六条 勤労者、農民、知識人およびその他のカテゴリーに属する勤労人民の各層から出た最も先進的かつ意識的な市民は、ルーマニア共産党すなわち労働者階級の組織の最高形態でありその前衛的分遣隊に結集する。

マニア共産党は、人民の熱望と重要な利益を表明し、これに忠実に奉仕し、社会主義建設の全分野における導者としての役割を遂行し、大衆的かつ公的組織ならびに諸国家機関の活動を指導する。

第二十七条 ルーマニア社会主義共和国の市民は、労働組合、協同組合、青年、婦人ならびに社会文化的組織、芸術・著作・発明団体、科学、技術、スポーツの諸団体および他の公的組織に加盟する権利を有する。

国は、大衆的かつ公的組織の活動を支援し、これらの組織の物的基礎の発展についての諸条件をつくり、当該組織の財産を擁護する。

大衆的かつ公的諸組織は、ルーマニア社会主義共和国の政治的、経済的、社会的、文化的な生活および社会主義体制の民主的精神の発現である公的管理権の行使に、人民大衆が多数参加することを確保する。ルーマニア共産党は、大衆的かつ公的組織を通じて、勤労階級、農民、知識階級ならびに他のカテゴリーに属する勤労人民との組織的連関をつくりあげ、社会主義建設の完成にむかっつての闘いに彼等を動員する。

第二十八条 ルーマニア社会主義共和国の市民は、言論、出版、結社、集会、デモンストレーションの自由を保障される。

第二十九条 言論、出版、結社、集会、デモンストレーションの自由は、社会主義体制ならびに勤労人民の利益に反する目

的のために利用することはできない。

ファシスト的または反民主的性格の団体は禁止される。ファシスト的または反民主的性格を有する団体および宣伝に参加することは、法律により処罰される。

第三十条 良心の自由は、ルーマニア社会主義共和国のすべての市民に保障される。

何人も宗教的信仰に加わり若しくは加わらぬ自由を有する。宗教的儀式を行なう自由は保障される。宗派は自由に組織され、かつ、活動する。宗派の組織ならびに活動方法は、法律によりこれを定める。

学校は教会から分離される。いかなる宗派、修道会または宗教団体も、教育施設を開設し、または維持することはできない。但し、聖職者養成のための特殊学校は、この限りでない。

第三十一条 ルーマニア社会主義共和国の市民は、人身の不可侵を保障される。

何人も、法律が定め、かつ、法律によって罰せられる行為を犯したことの十分な証拠がなければ、拘禁もしくは逮捕されない。捜査機関は、二十四時間を最大限度として、勾留を命ずることができない。何人も裁判所または検察官の発する逮捕状に基づかない限り、逮捕されない。

弁護権は、訴訟の全段階を通じて保障される。

第三十二条 住居は不可侵である。

何人も、個人の住居にその同意なくしては入ることができない。但し、法律が特に定める場合と条件においては、この限りではない。

第三十三条 通信ならびに電話による会話の秘密は保障される。

第三十四条 請願権は保障される。国家機関は、個人的または公的な権利および利害に関し、市民の請願を解決する義務を負う。

第三十五条 国家機関の不法行為により自己の権利を侵害された者は、責任ある機関に、法律の定める条件で、当該不法行為を無効とし、かつ、損害の賠償を求めることができる。

第三十六条 個人財産に対する権利は、法律によって保護される。

個人財産権の対象となることのできるものは、労働に由来する収入および貯金、住居、付属建築物ならびにその敷地および個人的な利用と慰安に役立つ物品である。

第三十七条 相続権は、法律によって保護される。

第三十八条 ルーマニア社会主義共和国は、勤労人民の利益擁護の活動、民族解放闘争若しくは平和擁護闘争への参加のために、迫害を受けた外国の市民に対して、亡命の権利を与える。

第三十九条 ルーマニア社会主義共和国のすべての市民は、憲

ルーマニア社会主義共和国憲法

法および法律を尊重し、社会主義財産を擁護し、社会主義的体制の強化と発展に貢献する義務を負う。

第四十条 ルーマニア社会主義共和国の国防軍の一員としての軍事的勤務は、義務的であり、かつ、ルーマニア社会主義共和国市民の名誉ある義務である。

第四十一条 祖国防衛は、ルーマニア社会主義共和国各市民の神聖な義務である。軍事的宣誓違反、祖国に対する反逆、敵側へのねがえり、国の防衛力に対する加害は、人民に対する最大の犯罪であり、極刑をもって、法律により処罰せられる。

### 第三章 国家権力の最高機関

#### 大国民議会

第四十二条 国家権力の最高機関である大国民議会は、ルーマニア社会主義共和国の唯一の立法機関である。

第四十三条 大国民議会の主要な権限は次の通りである。

- (1) ルーマニア社会主義共和国の憲法を採択し、これを改正する。
- (2) 選挙制度を定める。
- (3) 国民経済の国家計画、国家予算ならびに予算執行に関する総括的最終報告書を採択する。
- (4) 閣僚会議、各省ならびに他の中央国家行政機関を組織する。

- (5) 裁判所および検察庁の組織を定める。
- (6) 人民会議の組織および職能についての規準を定める。
- (7) 領土の行政区画を定める。
- (8) 恩赦を許す。
- (9) 法律の修正を要する国家条約を批准し、かつ、廃棄する。
- (10) 国家評議会を選出し、かつ、罷免する。
- (11) 閣僚会議を選出し、かつ、罷免する。
- (12) 最高裁判所ならびに検事総長を選出し、かつ、罷免する。
- (13) 憲法の適用について総括的監督を行なう。大国民議会のみが、法律の合憲性について決定する。
- (14) 国家評議会の活動を監督する。
- (15) 閣僚会議、各省およびその他の中央国家行政機関の活動を監督する。
- (16) 最高裁判所の活動について報告を聴取し、かつ、その指示的資格を有する決定を監督する。
- (17) 検察庁の活動を監督する。
- (18) 人民会議の活動について全般的監督を行なう。
- (19) 外交政策の一般方針を確立する。
- (20) 国土防衛、公共の秩序または国家の安全のために、地域的に、あるいは全国的に、非常事態の宣言を行なう。
- (21) 部分的または全般的動員を命令する。
- (22) 戦争状態を宣言する。戦争状態は、ルーマニア社会主義

共和国に対する武力侵略の場合、またはルーマニア社会主義共和国が国際条約から生ずる相互防衛義務を負っている他国に対する武力侵略があつて、戦争状態宣言の義務が規定せられている状態が発生した場合にのみ、宣言されることが出来る。

(23) 国軍の最高指令官を任命する。

第四十四条 大国民議会の代議員は、同一数の住民を有する選挙区において選出される。選挙区は、国家評議会の命令により設定される。

各選挙区毎に一名の代議員が選出される。

大国民議会は四百六十五名の代議員から成る。

第四十五条 大国民議会は、前大国民議会の任期の満了したときから起算される四年の任期で選出される。

大国民議会の任期は、選出された期間の終了前に終ることはない。

大国民議会は、選挙の施行を不可能にする情勢があると判断した場合には、その情勢が存続する限り、任期の延長を決定することができる。

第四十六条 大国民議会の選挙は、各立法期の最終月の一非労働日に行なわれる。選挙の期日は、少なくとも、六十日前に決定される。

新たに選出された大国民議会は、前大国民議会の任期満了

に続く三カ月の間に召集される。

第四十七条 大国民議会は、各代議員の選挙の合法性を確証し、当該代議員の選挙の有効または無効について決定する。

選挙が無効の場合、代議員の権利と義務は無効のときから消滅する。

第四十八条 大国民議会は、その運営規則を採択する。

第四十九条 大国民議会は、国家予算中に含まれている大国民議会の年間予算を確定する。

第五十条 大国民議会は、その立法期（代議員の任期）を任期として、大国民議会議長および四名の副議長からなる理事部を選出する。

第五十一条 大国民議会議長は、大国民議会の会期の議事を運営する。

大国民議会議長は、その権能のいくつかを遂行するために、四人の副議長の中から一名を指名することができる。

第五十二条 大国民議会は、代議員から成る常任委員会を選出する。

常任委員会は、その所管に従って、大国民議会議長によって検討のために送付された法案または案件について、報告もしくは意見書を作成する。

国家評議会の要請に従い、常任委員会は、法律の効力をもつ布告の原案について意見書を作成する。

ルーマニア社会主義共和国憲法

各常任委員会は、その所管内で、定期的に又は問題に従って、国家行政のいずれかの機関、検察庁および最高裁判所のそれぞれの長によって当該機関の活動について提出された情報を聴取することができる。常任委員会は、大国民議会に対し、調査結果を提出しならびに提案を行なう。

大国民議会は、なんらかの問題もしくはある活動分野について特別委員会を選出し、当該委員会の各々について権限と活動方法を定めることができる。

すべての国家機関ならびに公務員は、大国民議会の委員会の要求に応じて、必要な情報および文書を提出する義務を負う。

第五十三条 法律の合憲性の監督権の行使にあたり、大国民議会は、その立法期（代議員の任期）を任期として、憲法委員会を選出する。

議員でない専門家が憲法委員会に選出されることができ。但し、その数は同委員会の総委員数の三分の一を超えてはならない。

憲法委員会は、それ自体の発意もしくは大国民議会の規則に定める機関の通告によって、大国民議会に報告および意見書を作成する。

第五十四条 大国民議会は、会期において活動する。  
大国民議会の通常会期は、年に二回召集される。  
必要あるときはいつでも、大国民議会は、国家評議会若し

くは代議員総数の少なくとも三分の一の発議により、特別会期において召集される。

第五十五条 大国民議会は、少なくとも総代議員の過半数が出席した場合にのみ、活動する。

第五十六条 大国民議会は、法律ならびに決定を採択する。

法律ならびに決定は、大国民議会の代議員の多数決により採択される。

憲法は、大国民議会の総代議員の少なくとも三分の二の多数により採択され、かつ、改正される。

大国民議会の法律ならびに決定は、会議の主宰者たる大国民議会議長若しくは副議長によって署名される。

第五十七条 法律は、大国民議会が採択した後、国家評議会議長の署名を経て、十日以内にルーマニア社会主義共和国の官報において公布される。

第五十八条 大国民議会の各代議員は、閣僚会議またはそのいずれかの構成員に対し、質疑および質問をする権利を有する。大国民議会が行使する監督権の範囲内において、代議員は、最高裁判所長官および検事総長に対し質疑および質問をすることができ。

質疑若しくは質問を受けた者は、三日以内に、かつ、いかなる場合においても同一会期中に、口頭または文書で回答を与えなければならない。

第五十九条 代議員は、大国民議会の討議または質問の準備として、大国民議会議事部に申込み、いかなる国家機関からも必要とする情報を求める権利を有する。

第六十条 すべての代議員は、自己ならびに大国民議会の活動について、選挙民に定期的に報告を行なう義務を負う。

第六十一条 大国民議会の代議員は、会期中は大国民議会の会期から会期に至る期間においては国家評議会の、事前の同意がなければ、勾留され、逮捕され若しくは訴追されない。現行犯の場合にのみ、この同意なくして勾留されることができ。

#### 国家評議会

第六十二条 ルーマニア社会主義共和国の国家評議会は、恒常的活動を行なう国家権力の最高機関であり、大国民議会に從属する。

第六十三条 国家評議会の主要な権限は次の通りである。

- (1) 大国民議会および人民会議の選挙期日を確定する。
- (2) 閣僚会議に属さない国家行政の中央機関の長を任免する。
- (3) 軍の階級を定める、陸海軍の将官および元帥の階位を授与する。
- (4) 勲章および名誉称号を設け、これを授与する。外国が付

与する勲章の佩用を許可する。

(5) 赦免を与える。

(6) 国籍を付与し、国籍の放棄を認め、かつ、ルーマニア人としての国籍を取消す。

(7) 亡命権を付与する。

(8) 国際条約を批准し、かつ、破棄する。但し、批准ならびに破棄が大国民議会の権限内に存するものを除く。

(9) 外交使節の階位を設け、ルーマニア社会主義共和国の外交代表を任免する。

(10) 他国の外交代表の信任状ならびに召還状を受理する。

(11) 国際関係において、国家評議会は、その議長を通じてルーマニア社会主義共和国を代表する。

第六十四条 大国民議会の会期から会期に至る期間において、国家評議会が行使する主要な権限は次の通りである。

(1) 大国民議会の会期を召集する。

(2) 法律の効力をもつ規則を定める。但し、憲法を変更することはできない。法律の効力をもつ規則は、法律の採択に

いての手續に従って、最初の会期において大国民議会の討議に付するために、日程にくみこまれる。国民経済の国家計画、国家予算は、予算執行の総括的最終報告書とともに、大国民議会が特別の事情のために会議を開くことができな

い場合には、国家評議会によって採択されることができ

(3) 特別の事情により大国民議会が会議を開くことができな

い場合には、閣僚会議、(全体としての)最高裁判所および検事総長を任免する。

(4) 閣僚会議議長の提案に基づいて、閣僚会議の構成員を任免する。

(5) 最高裁判所の長官ならびにその他の裁判官を任免する。

(6) 現行法に対し、一般的、かつ、強制的解釈を与える。

(7) 恩赦を許与する。

(8) 大国民議会の法律ならびに決定の適用、閣僚会議、各省および国家行政の他の中央機関の活動を、検察庁の活動とともに監督する。最高裁判所の報告を聴取し、かつ、その指示的性格を有する決定を監督する。人民会議の決定を監督する。

(9) ルーマニア社会主義共和国を防衛し、公共の秩序または国家の安全を確保するために、非常の場合においては、地域的に、あるいは全国的に、非常事態を宣言する。

(10) 非常の場合において、部分的若しくは全般的動員を命令する。

(11) 非常の場合において、戦争状態を宣言する。戦争状態は、ルーマニア社会主義共和国に対する武力侵略の場合、またはルーマニア社会主義共和国が国際条約から生ずる相互防衛義務を負っている他国に対する武力侵略があつて、戦争

状態宣言の義務が規定せられている状態が発生した場合にのみ、宣言されることができる。

(12) 国軍の最高指令官を任免する。

第六十五条 国家評議会は、大国民議会により、その最初の会期において、当該立法期（代議員の任期）を任期として、代議員の中から選出される。国家評議会は、次立法期における新たな国家評議会の選出まで活動する。

第六十六条 国家評議会は、国家評議会議長、三名の副議長および十五名の構成員から成る。

国家評議会は、その構成員の中から、書記一名を選出する。

第六十七条 国家評議会は、集団指導主義の原則に従って、その活動を行なう。

第六十八条 国家評議会は、布告を発し、決定を採択する。布告ならびに決定は、国家評議会議長により署名される。法律の効力を有する布告は、ルーマニア社会主義共和国の官報において公布される。

第六十九条 国家評議会は、大国民議会の法律ならびに決定の国家活動における遵守と執行について、大国民議会に報告するとともに、その権能の行使についても報告する。

全体としての国家評議会ならびにその各構成員は、国家評議会の全活動について、大国民議会に対し責任を負う。

#### 第四章 国家行政の中央機関

第七十条 閣僚会議は、国家行政の最高機関である。

閣僚会議は、国土の全域にわたって、執行活動の全般的指導を行ない、次のような主たる権能を有する。

- (1) 国の内外政策遂行のための一般的措置を講ずる。
- (2) 法律の執行を組織化し、これを確保する。
- (3) 各省ならびに他の中央国家行政機関の活動を指導し、調整し、監督する。
- (4) 公の秩序を維持し、国の利益を保護し、市民の諸権利を擁護するための措置を講ずる。
- (5) 国家計画の草案および国家予算案を作成し、予算執行の総括的最終報告書を作成する。
- (6) 国家計画および国家予算の実現のための措置を講ずる。
- (7) 国家的利益にかかわる企業、経済組織および国立の施設を設置する。
- (8) 兵役に召集される市民の年次の定員を定める。国軍の一般的組織についての措置を講ずる。
- (9) 他国との関係の領域において、一般的指導を行ない、国際的な協定の締結について措置を講ずる。
- (10) 法律に違反する県人民会議の決定を停止する。
- (11) すべての人民会議の執行委員会の活動について指導し、指揮し、一般的監督を行なう。

第七十一条 閣僚会議は、その最初の会期において、当該立法期（代議員の任期）を任期として、大国民会議によって選出される。閣僚会議は、次立法期において、新たに閣僚会議が選出されるまで活動する。

第七十二条 閣僚会議は、その権能の遂行にあたって、法律に基づき、かつ、法律の適用のために決定を採択する。

規範的性格をもつ決定は、ルーマニア社会主義共和国の官報において公布される。

第七十三条 閣僚会議は、閣僚会議議長、一名若しくは一名以上の者が第一副議長となることができる副議長、大臣、法律の定める他の中央国家行政機関の長から成る。

閣僚会議の議長、第一副議長および副議長は、閣僚会議の常任理事部を構成する。

第七十四条 閣僚会議は、各省および他の中央国家行政機関の政治的ならびに行政的活動の統一性を確保し、集団指導の原則に従ってその活動を行なう。

第七十五条 全体としての閣僚会議およびその構成員のすべての者は、大国民会議に対して責任を負い、かつ、会期から会期に至る期間においては国家評議会に対して責任を負う。閣僚会議のすべての構成員は、自己の活動および閣僚会議の全活動について責任を負う。

第七十六条 各省および他の中央国家行政機関は、その設置目

的である活動の諸部門または諸分野において、国家政策を実現する。

それらの機関は、当該機関に従属する企業、経済的組織および国立の施設を運営し、指導し、かつ、監督する。

第七十七条 大臣および他の中央国家行政機関の長は、法律ならびに閣僚会議の決定に基づき、かつ、これを適用するために、訓令および命令ならびに法律の定めるその他の決定を発する。規範的性格をもつ決定は、ルーマニア社会主義共和国の官報において公布される。

第七十八条 大臣および中央国家行政機関の他の長は、その指導する機関の活動について、閣僚会議に対して責任を負う。

#### 第五章 国家権力及び国家行政の地方機関

第七十九条 人民会議は、県、地区、市、村における地方的国家権力機関である。

人民会議は、選出された地域の行政単位内の経済的、社会文化的ならびに行政的發展、公共の秩序、社会主義的合法性の維持ならびに市民の権利の擁護を確保し、地方活動を指導する。人民会議は、地方水準における国家的公共的事案の解決に、市民を参加させるように組織する。

第八十条 人民会議の行使する主要な権限は次の通りである。

(1) 地域の子算および経済計画を採択し、予算執行の最終的

報告書を承認する。

(2) 人民会議の執行委員会を任免する。

(3) 地域的利益にかかわる企業、経済的組織および国立の施設を設立する。

(4) 執行委員会、特設国家行政部局、従属的企業、経済組織および施設の活動を指導し、指示し、監督する。

(5) 下級の人民会議の決定を監督する。

第八十一条 人民会議は、選挙区によって選出された代議員からなる。各選挙区毎に一名の代議員が選出される。

人民会議の代議員の選挙について設けられた選挙区は、同数の住民を有する。

人民会議の任期は、四年である。但し、二年の任期である村人民会議はこの限りではない。任期は、前人民会議の任期の終了期日から起算される。

新たな選挙は、人民会議の任期の最終月の間の一非労働日に行なわれる。

第八十二条 人民会議は、その職務の遂行を補佐する常任委員会を代議員の中から選出する。

第八十三条 人民会議は、会期において活動する。会期の召集は、人民会議執行委員会によって行なわれる。

特別会は、執行委員会の発議若しくは総代議員の少なくとも三分の一の要求により、召集される。

第八十四条 人民会議は、少なくとも総代議員の過半数の出席をもって活動する。

第八十五条 各代議員は、自己の活動および自己の属する人民会議の活動について、選挙民に定期的に報告する義務を負う。

第八十六条 人民会議は、決定を採択する。決定は、人民会議代議員の多数決をもって、採択される。規範的性格をもつ決定は、法律の定める形式で市民に伝えられる。

第八十七条 人民会議執行委員会は、人民会議が選出されている地域的行政単位において一般的権能を有する地方国家行政機関である。

第八十八条 人民会議執行委員会の、主要な権限は次の通りである。

(1) 法律、布告および閣僚会議の決定ならびに上級機関の他の決定を執行する。

(2) 当該人民会議の決定を適用する。

(3) 地域の子算および経済計画の原案を作成し、予算執行の最終報告書を作成する。

(4) 地域の子算および経済計画を執行する。

(5) 特設国家行政部局および従属的企業、経済組織ならびに施設の活動を指導し、指示し、監督する。

(6) 当該人民会議より下級の人民会議の活動を、指導し、指

示し、監督する。

(7) 当該人民会議に従属する人民会議の決定が、法律に違反する場合、これを停止する。

第八十九条 執行委員会の構成員は、人民会議の任期と同一の任期をもって、選挙にひきつづく最初の会期において、代議員の中から、人民会議によって選出される。

人民会議の任期満了後、執行委員会は、新たな執行委員が選出されるまで、ひきつづきその職務を行なう。

第九十条 人民会議の執行委員会は、議長、副議長および法律の定める一定数の構成員より成る。

執行委員会は、集団指導の原則に基づき、その活動を行なう。

第九十一条 人民会議執行委員会は、その権能を行使するにあつて、法律に基づき、法律を執行するため、決定を發する。規範的性格を有する決定は、法律の定める形式で市民に伝えられる。

第九十二条 執行委員会は、当該人民会議に対し、その活動について責任を負う。

執行委員会は、また、上級人民会議執行委員会に対して責任を負う。県人民会議は、閣僚会議に対して責任を負う。

第九十三条 県、地区および市の人民会議は、その執行委員会に付属させて特設国家行政部局を組織する。

ルーマニア社会主義共和国憲法

## 第六章 裁判所

第九十四条 ルーマニア社会主義共和国においては、法律は、最高裁判所、県裁判所、人民裁判所および法律に従つて設置される軍事裁判所によって執行される。

第九十五条 裁判所は、司法活動により、社会主義体制および個人の権利を擁護し、市民に遵法の精神を教育する。

刑罰的制裁の適用においては、裁判所は、違反者を改造し、再教育し、新たな違反行為を防止することを旨とする。

第九十六条 裁判所は、その管轄権に属する民事、刑事ならびにその他の事件を審理する。

法律の定める場合において、裁判所は、司法的活動を行なう行政機関若しくは公共機関の決定について監督権を行使する。

裁判所は、行政行為によって権利を侵害された人々の請求を審理し、かつ、法律が定める条件において、当該行為の合法性についてその見解を与えることができる。

第九十七条 最高裁判所は、全裁判所の司法活動について、一般的監督権を行使する。本監督権行使の方法は、法律により、これを定める。

司法活動において、法律を統一的に適用するために、最高裁判所は、その全体会議で指示の性格を有する決定を發する。

第九十八条 最高裁判所は、大国民議会により、その最初の会期において、当該立法期（代議員の任期）を任期として、選出される。

最高裁判所は、次立法期において新たな最高裁判所が選出されるまで、活動する。

第九十九条 最高裁判所は、その活動について、大国民議会に対し、かつ、大国民議会の会期から会期に至る間においては、国家評議会に対して、責任を負う。

第一百条 裁判所の組織、管轄権ならびに訴訟手続は、法律により、これを定める。

人民裁判所、県裁判所および軍事裁判所における第一審の訴訟は、法律に別段の定めのない限り、人民参審員の参加を得て審理される。

第一百一条 裁判官および人民参審員は、法律の定める手続に従って選出される。

第一百二条 ルーマニア社会主義共和国においては、訴訟手続はルーマニア語で行ない、ルーマニア人以外の民族の居住する県および地区においては、当該民族の母国語の使用が保障される。

裁判に用いられた言語を話さない当事者は、通訳を介して、書類を熟知する可能性と、母国語で法廷において陳述し、かつ、要旨を記載した陳述書を提出する権利を与えられる。

第一百三條 裁判は、法律に別段の定めのない限り、公開で行なわれる。

第一百四條 裁判官および人民参審員は、その司法活動において独立であり、法律にのみ従う。

#### 第七章 検察庁の機関

第一百五條 ルーマニア社会主義共和国の検察庁は、各省およびその他の中央国家行政機関、地方国家行政機関、刑事訴追機関ならびに裁判所、公務員および他の市民による法律の遵守について、監督権を行使する。

第一百六條 検察庁は、検事総長の指揮を受ける。検察庁の諸機関は、検事総長局、県、地区、市の各検察庁および軍検察庁である。

検察庁の諸機関は、組織上、上級、下級の関係にある。

第一百七條 検事総長は、大国民議会により、その最初の会期において、当該立法期（代議員の任期）を任期として、選出され、次立法期の最初の会期において、新たな検事総長が選出されるまで、その職務を行なう。

検察官は、検事総長によって任命される。

第一百八條 検事総長は、検察庁の活動について、大国民議会に対して責任を負い、かつ、会期から会期に至る間においては、国家評議会に対して責任を負う。

## 第八章 ルーマニア社会主義共和国の記章

第九十九条 ルーマニア社会主義共和国の国章は、太陽が昇る木で覆われた山脈を表す。国章の左の部分には石油やぐらがあゝる。国章は、小麦の穂でできた環で縁どられてゐる。国章は五せんの星をいたたく。国章の下部には、Republica Socialistă România の言葉が記入された三色のリボンが小麦に巻きつゝいてゐる。

第一百十条 国璽は、国章のまわりに Republica Socialistă România の言葉が記されてゐる。

第一百十一条 ルーマニア社会主義共和国の国旗は、縦に赤、黄、青の色を帯び、青の縞が旗竿の次に来る。中心には、ルーマニア社会主義共和国の国章が描かれる。

第一百十二条 ルーマニア社会主義共和国の国歌は、大国民議会によつて承認される。

## 第九章 最終規定

第一百三十三条 本憲法は、その採択の日をもつて効力を発する。

第一百四十四条 一千九百五十二年九月二十四日の憲法ならびに本憲法の条項に反する法律、布告およびその他の規範的決定の条項は採択の日に廃棄される。

※ この訳出は、“Constitutional and Parliamentary Information” (October, 1965) に掲載の英語訳および仏語訳のテキストに

ルーマニア社会主義共和国憲法

依つたものである。なお、英語訳は、ルーマニア政府に代わつてなされ且つ同政府によつて公認されたものであり、仏語訳は、在ルーマニア大使によつて発表されたものである。

※ 第十五条の県名については、外務省欧亜局外務事務官堀田磯行氏より御教示を受けた。記して謝意を表する。